

主眼事項及び着眼点（指定就労移行支援）

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第1 基本方針</p>	<p>(1) 指定就労移行支援事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して指定就労移行支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定就労移行支援を提供しているか。</p> <p>(2) 指定就労移行支援事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定就労移行支援の提供に努めているか。</p> <p>(3) 指定就労移行支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>(4) 指定就労移行支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）（規則）第6条の9に規定する者に対して、規則第6条の8に規定する期間にわたり生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行っているか。</p>	<p>法第43条</p> <p>平18厚令171第3条第1項</p> <p>平18厚令171第3条第2項</p> <p>平18厚令171第3条第3項</p> <p>平18厚令171第174条 平18厚令19第6条の8 第6条の9</p>
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 指定就労移行支援事業所の従業者の員数</p> <p>(1) 職業指導員及び生活支援員</p>	<p>指定就労移行支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。</p> <p>① 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。</p> <p>② 職業指導員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、1以上となっているか。</p> <p>③ 生活支援員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、1以上となっているか。</p> <p>④ 職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤となっているか。</p>	<p>法第43条第1項</p> <p>平18厚令171第175条第1項</p> <p>平18厚令171第175条第1項第1号イ</p> <p>平18厚令171第175条第1項第1号ロ</p> <p>平18厚令171第175条第1項第1号ハ</p> <p>平18厚令171第175条第4項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p><del>40</del>41 利益供与等の禁止</p>	<p>(1) 指定就労移行支援事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定就労移行支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定就労移行支援事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p> <p><u>(3) 指定就労移行支援事業者は、障害者の意思決定を歪めるような金品授受による利用者誘因行為や就労斡旋行為を行っていないか。具体的には、「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」、「障害福祉サービスの利用を通じて通常の事業所に雇用されるに至った利用者に対し祝い金を授与すること」、「障害福祉サービスの利用開始（利用後一定期間経過後も含む。）に伴い利用者に祝い金を授与すること」、「利用者の就職を斡旋した事業所に対し金品の授与を行うこと」などがあげられる。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 184 条 準用（第 38 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 184 条 準用（第 38 条 第 2 項）</p> <p><u>平 18 厚令 171 第 184 条 準用（第 38 条）</u></p>
<p><del>41</del>42 苦情解決</p>	<p>(1) 指定就労移行支援事業者は、その提供した指定就労移行支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定就労移行支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定就労移行支援事業者は、その提供した指定就労移行支援に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定就労移行支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 184 条 準用（第 39 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 184 条 準用（第 39 条 第 2 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 184 条 準用（第 39 条 第 3 項）</p>